

令和 8 年度

業務番号.....公第 2-1 号

.....青森県総合運動公園 公園施設長寿命化計画策定 業務委託.....

## 特記仕様書

1. 設計図書に対して質問がある場合は青森県東青県土整備事務所都市施設課あてに質問書を7月21日12時00分までに提出して下さい。
2. 回答書は7月24日12時00分までにFAXで回答します。  
(上記1. 及び2. の日数には、土日及び祝祭日は含みません。)
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。  
【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

.....青森 市 大字 安田外 地内.....

青森県東青県土整備事務所

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」、国土交通省都市局公園緑地・景観課制定「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】令和 7 年 3 月」「公園緑地工事共通仕様書 令和 8 年 6 月」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

### 第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 9 年 3 月 25 日

### 第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

### 第 4 条 打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り、及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、6回とする。設計業務の主要な区切りは、別途打ち合わせによる。

なお、設計業務着手時及び設計業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

### 第 5 条 設計業務計画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

### 第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

必要に応じて貸与する。  
.....  
.....  
.....

### 第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

### 第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

## 第 2 章 業 務 内 容

### 第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

.....詳細は(別紙)業務詳細のとおり。.....

### 第2条 B I M / C I M の活用について

(受注者希望型) ※発注者指定型以外対象

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるB I M / C I M活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

### 第3条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(青森県リサイクル製品認定制度)第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。
  - 1. 打ち合わせ時間の配慮  
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
  - 2. 資料作成依頼の配慮

資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。

3. ワンデーレスポンスの再徹底

問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

ー 7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 <整備企画課HP>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

### 第 3 章 成 果 品

#### 第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM) .....1 部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む) .....3 部

2. その他

(1) 現地調査写真集 .....3 部(報告書電子媒体に含む)

.....

.....

.....

.....

.....

## 設計業務等に関する提出書類一覧表

### (1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎 月 1 回、調 査 職 員 の 指 定 日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

### (2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設 計 図 書 で 定 め ら れ て い る 場 合、契 約 後 遅 滞 な く	1	11 条
建設管理課	管 理 (照 査) 技 術 者 変 更 通 知 書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履 行 期 間 の 変 更 請 求 書	変 更 を 必 要 と す る と き	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発 注 者 が 部 分 使 用 を 請 求 し た と き	1	34 条
調査職員	指 定 部 分 に 係 る (又 は、引 渡 部 分 に 係 る) 業 務 完 了 報 告 書	設 計 図 書 に 定 め ら れ た 期 日	1	38 条

### (3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

### (4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担 当 技 術 者 を 定 め た 場 合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登 録 技 術 の 活 用 を 希 望 す る と き	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後 段 階 の 設 計 に お い て 一 層 の 生 産 性 向 上 の 検 討 の 余 地 が 残 さ れ て い る 場 合	1	1209 条



# 受領確認書

令和 年 月 日

青森県東青県土整備事務所長 殿

会社名

受領者氏名

電話

FAX

工事(業務)番号 公 第 2-1 号

工事(業務)名 青森県総合運動公園 公園施設長寿命化計画策定業務委託

上記工事(業務)の回答書を受領しました。

## 1. 予備調査

予備調査は、既往資料から基礎的データを収集整理し、公園施設を予防保全型管理または事後保全型管理の対象施設に区分する「計画準備」と、作成した「調査票」に基づいて現地調査を行い、データの補完、事後保全型施設に関する状況把握を行う「予備調査」、ならびに「植栽」に関する類型化と現地における生育状況等の把握を行う「植栽調査」を実施する。

### 1-1. 計画準備

計画準備は、長寿命化計画の対象とする都市公園とその公園施設について、都市公園台帳や公園施設台帳、設計図や工事図書（竣工図）等の収集と整理を行い、公園名称・種別・面積・開園年度等の基礎情報を整理するとともに、それぞれの公園に設置されている公園施設について、施設種別・製造者・設置年数等の情報を収集する。得られた情報を元に、「健全度調査票」、「公園施設長寿命化計画調書（様式2）」ならびに「公園施設長寿命化計画調書（公園施設種類別現況）（様式3）」の該当欄に取りまとめる。

併せて、施設ごとに「予防保全型管理を行う候補の施設」と「事後保全型管理を行う施設」とに区分する。なお、この区分については指針案に基づくとともに、監督員との協議により決定する。

### 1-2. 予備調査

予備調査は、上記により整理された「調査票」を元に、現地調査により公園施設の設置状況や利用状況、劣化や損傷の概要を把握し、その結果から「調査票」等の修正ならびに必要な事項の補完を行う。

併せて、予防保全型管理を行う候補とした施設について、その内容を確認し、予防保全型管理対象施設を確定する。また、事後保全型管理を行う施設については、この段階で目視により、劣化や損傷の状況確認を行い、その結果を「調査票」に記入し、後の長寿命化計画策定のための基礎資料とする。

### 1-3. 植栽調査

植栽は公園の性格や印象を決定づける重要な施設であるとともに、管理のあり方により、求められる機能が大きく左右される。本調査では、植栽地の地形や場所、求められる機能等から類型化し、それぞれの生育状況や管理状況について、目視により状況（種別(樹林地、単木、芝地)、生育状況)を把握し、記録する。

なお、この際、成長しすぎた植栽について密度管理のための間引きや剪定の必要性の有無、日本庭園の植栽において庭園景観として配慮すべき事項など、植栽ごとの留意事項についても記録する。

## 2. 健全度調査と健全度・緊急度判定

健全度調査等は、予備調査において「予想保全型管理を行う候補の施設」に分類された公園施設を対象に、個々の施設ごとに健全度調査ならびに健全度・緊急度の判定を行い、その結果を「健全度調査票」等に整理する。

### 2-1. 健全度調査

健全度調査は、「予防保全型管理を行う候補の施設」について、一般施設・遊具・土木構造物・建築物・各種設備という調査対象施設の区分に応じて実施し、対象施設全体の状況（個別の施設の状況だけでなく、施設の配置や周辺を含めて確認する）とともに、より詳しく構造物や消耗材の劣化や損傷の状況を確認し、後の判定や計画の基礎情報とするために実施するものである。

調査は、予備調査による「健全度調査票」を用いて、撮影・記録等を行いながら各部材や消耗材ごとに劣化や損傷の状態を確認し、予防保全型管理における対策時期（補修もしくは更新時期）の想定や、必要に応じて施設本体とその周辺に存在する危険性の有無、公園の顔やシンボル等としての美観的価値について確認する。

調査方法等の詳細については、指針案に基づくものとし、既往の点検結果資料等があれば、その結果を基礎資料として活用することを基本とする。

健全度調査は、多岐に亘る施設を様々な分野の技術者が行うこととなるため、調査者の技量や調査の実施方法などの詳細が異なることが想定される。このため、調査者ならびに調査方法等については、監督員との協議により決定する。

なお、本項は当該業務の主たる部分には該当しない。

#### (1) 一般施設

一般施設は、基本的には製品を主対象とし、高価で複雑な構造を有し、長寿命化対策を講じることによりライフサイクルコストの削減が図れる施設を対象とし、以下のように細区分する。調査は、対象施設全体および主要部材について目視等により確認し、写真や「調査票」に整理する。

一般施設の種別

種別	施設の内容
一般施設A	バックネット、バスケットゴール等、照明施設、引込柱、時計(高価なもの)門・柵(高価なもの、転落防止目的等、柵は200m 当たりとする)
一般施設B	ステージ、デッキ、記念碑等(鋼製のモニュメント等)、噴水等
一般施設C	休憩所・四阿・パーゴラ・日陰だな等 (面積 10 m <sup>2</sup> 以上※)

※製品でない場合は、(3) 建築物として扱う

#### (2) 土木構造物

土木構造物は、擁壁 (RC造 H2.0m 以上)・橋梁 (L10.0m 以上、ただし鋼橋は全て)・木橋等の種別ごとに、既往のマニュアル等に準じて調査を実施する。なお、適用する資料については指針案に基づくとともに、監督員との協議により決定する。

### (3) 建築物

面積 10 m<sup>2</sup>以上の建築物を対象として、既往の点検結果資料等を基礎資料として、主に目視による調査を行う。

なお、「建築基準法第 12 条第 1 項」に基づく特殊建築物については、別途検討とする。

### (4) 各種設備

各種設備については、法令の規定等による点検や検査が行われているものは法定点検の結果を活用し、それ以外は定期点検保守が実施されている設備（例えば、噴水の循環設備等）を対象として、既往の点検結果資料を基に目視による作動確認を中心として調査する。

## 2-2. 健全度・緊急度判定

健全度判定は、健全度調査で得られた情報を基に、公園施設ごとの劣化や損傷の状況、および安全性などを総合的に確認し、公園施設の補修もしくは更新の必要性について、総合的に判定を行う。また、その結果に基づき、施設の補修もしくは更新に対する緊急度についても判定する。

### (1) 判定基準等

判定基準の詳細については指針案に基づくとともに、監督員との協議により決定する。また、判定の経緯と結果については、「健全度調査票」ならびに「公園施設長寿命化計画調書（様式 2）」に明記する。

### (2) 調査および判定者の資格

健全度調査ならびに健全度・緊急度判定を実施する調査者の資格と技量については、指針案に参考例が示されており、それぞれの施設ごとにふさわしい専門技術者、あるいは技術士またはこれら同等以上の知識や経験を有するものが行うこととする。

## 3. 長寿命化計画の策定

長寿命化計画の策定は、長寿命化のための基本方針、長寿命化対策の検討、ライフサイクルコストの検討等を行い、長寿命化対策や更新を行う年度や費用が適正にバランスするよう調整し、その結果を長寿命化計画として取りまとめる。

### 3-1. 基本方針の設定

基本方針は、公園施設の長寿命化のための基本方針と、日常的な維持管理に関する基本方針を取りまとめる。前者では、予防保全型管理を行う施設と事後保全型管理を行う施設、ならびに植栽管理についての基本的な方針を設定する。後者では、日常の点検や定期点検における留意事項や、以上を発見した場合の留意事項などについて、基本的な考え方を整理する。

#### (1) 公園施設の長寿命化のための基本方針

公園全体の状況と照らし合わせた上で、公園全体のあり方ならびに個別の施設毎に、長寿命化のための基本方針を検討する。長寿命化のための基本方針は、予防保全的管理を前提として、その詳細につい

て検討する。

具体的には、次回以降の定期的な健全度調査の実施方針とその頻度、計画的な補修についてその内容や頻度ならびに更新時期の判断に関する方針などについて、取りまとめる。

#### (2) 日常的な維持管理に関する基本方針

公園の管理体制（人員配置・指定管理者の導入など）に関する方針、年間の維持保全内容（清掃・保守・修繕）に関する方針、日常点検や定期点検などの実施方針（体制・点検方法・頻度・判断基準等）、異常が発見されたときの措置方針（連絡体制や想定される措置方法等）などについて、取りまとめる。

### 3-2. 公園施設の長寿命化対策の検討

公園施設ごとに、具体の長寿命化対策を検討し、その費用を算出する。計画期間を設定し、その間における長寿命化対策とその費用について検討する。基本的には予防保全型施設が中心となるが、合わせて事後保全型施設についても検討する。最終的に、個別施設の計画を並べ、公園全体としての平準化を図り、さらには対象自治体全体での平準化について検討する。

#### (1) 計画期間などの設定

計画期間は、計画策定から概ね10年間とし、計画期間終了年度を目標年度とする。公園施設の長寿命化対策とは、この期間に実施する対策内容を指すものとする。

予防保全型管理における「使用見込み期間」は、「整備時からの経過期間」＋「延命期間」（実施した補修（1～複数回）により長寿命化が図られた期間）とする。事後保全型管理における「使用見込み期間」は、「処分制限期間」＋「劣化が著しく進行するまでの期間」とする。

更新見込み年度は、上記の使用見込み期間の終了年度とする。なお、使用見込み期間の設定については、指針案を参考に監督員との協議により決定することとする。

#### (2) 予防保全型管理施設に対する長寿命化対策の検討

予防保全型管理施設に対しては、定期的な健全度調査を設定（概ね1回／5年以上、実施することが望ましい）し、その費用を計上するとともに、健全度や緊急度に応じた補修内容や対策時期の検討を行い、それにより得られる延命期間を設定し、使用見込み期間を決定する。または改築等に対する緊急度を判定する。判定に際しては、工事内容・利用状況・影響範囲などを総合的に勘案して判定する。

#### (3) 予防保全型管理に対する長寿命化対策費の算出

使用見込み期間における長寿命化対策費を、公園施設ごとに算出する。長寿命化対策費は、使用見込み期間中に生じる費用で、「定期的な健全度調査に関する費用」＋「補修費」とする。

#### (4) 事後保全型管理施設に対する検討

事後保全型管理施設に関する維持管理とその費用について、計画期間中に使用見込み期間が終了する施設については、「日常的な維持保全費」に「撤去・更新に関する費用」を加えて計上し、終了しない施設については「日常的な維持管理費」のみを計上する。

#### (5) 年次計画の検討

年次計画は、施設ごとのライフサイクルコストの算出後に、予算の平準化などの視点を加味して調整する。概算費用の平均値を平準ラインとして設定し、施設の補修内容や時期を調整することにより、平準化を実現する。

### 3-3. ライフサイクルコストの算出

予防保全型管理とした施設について、予防保全の場合と事後保全の場合のライフサイクルコストの比較を行う。予防保全に必要な工事の内容・費用・時期・使用見込み期限等の設定については、指針案に基づくとともに監督員との協議により決定する。

なお、コスト比較の結果、予防保全のコストが事後保全を上回った場合は、事後保全型管理に分類し直すものとする。また、検討の結果は、施設ごとに「比較表」として取りまとめる。

### 3-4. 植栽管理の検討

植栽については、予備調査においておおまかな植栽機能ごとに分類した内容に応じて、管理目標や管理方法・頻度・費用等を設定する。

一般的な公園の植栽地では剪定や間伐、病虫害の防除などの保全的な管理を中心に検討する。

このほか、日本庭園の植栽のように庭園景観の構成要素として樹姿を計画的に管理することや、ビオトープなど自然植生に近づけるため粗放的な管理とするものなど、植栽地ごとの特性を踏まえた適切な管理方法を設定する。

また、標準的な管理以外にも、植栽地の現状に応じて改善すべき事項があるときは、その対策について検討し、必要な費用を計上する。例えば外来種の駆除や生物多様性の確保を考慮することや、設計・施工段階で予測できなかった生育不良等への対応として、例えば踏圧で裸地化した芝生や、樹勢が低下したため強風などで倒木の危険性が生じている樹木などに対する土壌改良などの対策について、長寿命化計画に位置づけることも検討する。

なお、植栽機能や植栽内容の見直しについては、別途の検討とする。

## 4. 報告書の作成

以上の結果を、公園施設長寿命化計画報告書（計画調書、点検表等）として取りまとめる。

## 5. 成果品

公園施設長寿命化計画報告書……A4 版簡易製本3部

原稿としての電子データ（CD-R）1枚

報告書に記載する調書および点検調査票等の内容は以下の通りとする。

・公園施設長寿命化計画調書（総括表）……………（様式1）

- ・公園施設長寿命化計画調書（都市公園別）・・・・・・・・（様式2）
- ・公園施設長寿命化計画調書（公園施設種類別現況）・・（様式3）
- ・公園施設長寿命化計画基礎資料
- ・計画に示した長寿命化対策の根拠となる資料等（ライフサイクルコスト算出根拠）
- ・各種施設の点検調査票および写真（2）長寿命化計画の策定

## 6. 対象区域について

対象となる区域は、当該運動公園区域のうち、芸術区域及び遺跡区域とする。

ただし、青森県立美術館及び縄文時遊館は対象外とする。

対象面積：芸術区域 A = 12.6 ha

遺跡区域 A = 33.3 ha

(様式1) 公園施設長寿命化計画調査(総括表) ※記載例











公園名	種別	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	主な公園施設			長寿命化対象公園施設数	年次計画(費用:千円)											単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額(千円)		
				設置年度	経過年数	処分制限期間など		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年				
みどり公園	総合	1980年7月1日	陸上競技場、橋梁、噴水、バーゴラ、四阿、便所、照明施設、管理事務所等	2000	23	期間内	30		1,000					2,000						1,000	60
こようたい運動公園	運動	1977年7月1日	陸上競技場、野球場、水泳プール、便所、照明施設、管理事務所等	1987	36	期間内	30												30,000		30
ちゅうおう公園	地区	1985年3月5日	ステージ、バーゴラ、四阿、便所、管理事務所等	1995	28	便所及び管理事務所以外は期間を過ぎている	10			15,000											15
ひがしやま公園	地区	2009年1月30日	バーゴラ、四阿、便所、野鳥観察所、体験学習施設、擁壁、柵、照明施設、管理事務所等	2000	23	期間内	25													1,000	25
にしかわ公園	地区	1998年10月30日	橋梁、日陰たな、四阿、便所、管理事務所等	2009	14	期間内	25		1,000								3,000				18
・ ・ ・																					
まつざと公園	近隣	1984年7月1日	シェルター、すべり台、ジャングルジム、シーソー、フィールドアスレチック遊具、便所等	1994	29	期限を過ぎている	10		10,000												6
すぎした公園	近隣	1992年7月8日	シェルター、すべり台、ジャングルジム、シーソー、バスケットゴール、便所	2002	21	期限を過ぎている	6	6,000								500					8
うめもと公園	近隣	2001年3月30日	四阿、すべり台、ラダー、便所、照明施設、引込柱	2011	12	期間内	18				1,000										12
のはら公園	近隣	1997年5月8日	四阿、日陰たな、すべり台、踏み板式ふらんこ、シーソー、便所	2007	16	遊具は期限を過ぎている	8							3,000							9
・ ・ ・																					
さつき公園	街区	1998年10月30日	踏み板式ふらんこ、すべり台	2008	15	期間内	2										4,000				0
あじさい公園	街区	2006年3月27日	健康器具系施設、照明施設、引込柱	2016	7	期間内	8												1,000		2
かまきり公園	街区	1983年6月20日	砂場、踏み板式ふらんこ、すべり台、鉄棒	1993	30	期限を過ぎている	4							4,000							0
あげは公園	街区	1975年3月21日	砂場、踏み板式ふらんこ、すべり台、鉄棒	1990	33	期限を過ぎている	4			10,000											0
かぶとむし公園	街区	1979年3月1日	砂場、踏み板式ふらんこ、すべり台、鉄棒	1989	34	期限を過ぎている	4	3,000													0
くわがた公園	街区	1982年9月4日	踏み板式ふらんこ、すべり台	1992	31	期限を過ぎている	2		5,000												
たんぼぼ公園	街区	2000年3月21日	踏み板式ふらんこ、すべり台	2010	13	期間内	2										3,000				0
ひばり公園	街区	1968年5月26日	ラダー、踏み板式ふらんこ、照明施設、引込柱	2012	11	期間内(更新済み)	7						1,000							5,000	2
やまばと公園	街区	1979年3月1日	踏み板式ふらんこ、すべり台、鉄棒	1989	34	期限を過ぎている	3	3,000													0
・ ・ ・																					
森林公園	都市緑化	1999年7月1日	休憩所、便所	2009	14	期限内	12						3,000								50
歴史公園	その他	2003年5月10日	展望台、四阿、便所、照明施設、引込柱	2013	10	期限内	10										2,000				10
								30,000	28,000	70,000	15,000	15,000	20,000	32,000	20,000	50,000	20,000				600

公園箇所数計: 30

概算費用合計(千円): 300,000



(様式3) 公園施設長寿命化計画調書(公園施設種類別現況)

公園施設種類	公園施設名	設置公園数	主な公園施設の現況写真	
園路及び広場	橋梁	2	 <p>【橋梁】</p>	 <p>【四阿】</p>
修景施設	日陰たな	2		
	噴水	1		
休養施設	休憩所	1	 <p>【すべり台】</p>	 <p>【日陰たな】</p>
	踏み板式ぶらんこ	9		
	鉄棒	4		
	砂場	3		
	シーソー	3		
遊戯施設	すべり台	11	 <p>【すべり台】</p>	 <p>【日陰たな】</p>
	ラダー	2		
	ジャングルジム	2	 <p>【便所】</p>	 <p>【照明施設】</p>
	健康器具系施設	1		
	フィールドアスレチック遊具	1		
運動施設	陸上競技場	2		
	野球場	1		
	水泳プール	1		
	バスケットゴール	1		
教養施設	ステージ	1	 <p>【便所】</p>	 <p>【照明施設】</p>
	野鳥観察所	1		
	体験学習施設	1		
便益施設	便所	11	 <p>【管理事務所】</p>	 <p>【柵】</p>
管理施設	照明施設	7		
	管理事務所	5		
	引込柱	4		
	擁壁	1		
	柵	1		
その他の施設	展望台	1		
	合計	11		